

## 藤野小学校いじめ防止基本方針

### いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑劣な行為である。」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりえる。」との認識をもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、継続して「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に取り組むことが重要である。

学校は、子どもが教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなければならない。一人一人の子どもが大切にされているという実感をもたせ、互いに認め合い信頼し支え合う人間関係を築き、集団の一員としての自覚を深めさせるとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組むことが大切である。

- いじめを受けた子どもに何らかの原因がある又は責任があるという考え方にあってはならない。いじめの未然防止に努めるとともに、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 望ましい人間関係を自ら構築していく力を育むとともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育む。

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

### 1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条より)

学校では、「いじめ」を受けている児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その現状を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは、一定の人間関係にあるもの同士の間で、一方が心理的あるいは身体的苦痛を感じている状況、その一点ととらえ、相互の心情や事実認識を整理し、継続的・構造的に把握しながら認定していく。

## 2 いじめを未然に防止するために

### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「分かる・できる・楽しい」授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

### <教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・児童の変化等について、わずかなことでも情報を発信、共有し合う文化をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年2回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない。」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

### <保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

### 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。(日常的には、気付いたら即、発信、共有する)
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決しているとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、支援、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

### 4 校内体制について

- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、組織の責任者を校長とする。いじめの防止等に係る全ての取組は、校長監督の下で行う。
- ・構成員については、管理職、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者とする。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- ・校長が不在の場合、教頭が代理を務め、対応に当たる。その場合、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- ・構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

## 5 いじめ防止対策委員会について

- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・いじめ調査の集約、分析時等、内容の共有を図り、方策を練る。
- ・いじめ防止対策委員会は、定例の会議を月に1回開催する。毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめに関するアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、会議を開催することを必須とする。
- ・会議において、会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ・校内組織において、いじめ防止対策委員会は、学びの支援委員会を兼ねる。会議録については、それぞれ別途作成する。

## 6 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断する。
- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめ解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

## 7 いじめの防止等の対処マニュアルの作成について

- ・ 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- ・ 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ・ いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策組織で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- ・ 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ・ アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。【いじめ防止対策推進法 第23条第6項】

## 8 学校の取組の評価について

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。
- ・ 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

## 9 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- ・ いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・ 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

## 10 緊急時の対応について

- ・ 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 学校は教育委員会と連携し、緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めた対応を行う。

## 11 インターネット上のいじめの防止

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ・情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

## 12 重大事態発生時の対応

- ・学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

### 重大事態とは

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

## 13 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- ・入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ・同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

【フローチャート】

